

## 本契約の契約約款にかかる特約条項

(低入札価格調査の対象となった契約の場合の特例について)

- 1 この契約が、低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められ締結されたものであるときは、広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）（以下「約款」という。）第4条第2項の規定の適用にあたっては、同項中、「業務委託料の10分の1以上」とあるものは、「業務委託料の10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。
- 2 この契約が、前項前段の規定に該当するときは、約款第4条第5項の規定の適用にあたっては、同項中、「保証の額が変更後の業務委託料の10分の1以上に達するまで」とあるものは、「保証の額が変更後の業務委託料の10分の3以上に達するまで」と読み替えて適用するものとする。
- 3 この契約が、第1項前段の規定に該当するときは、約款第38条第2項の規定の適用にあたっては、同項中、「業務委託料の10分の1に相当する額」とあるのは、「業務委託料の10分の3に相当する額」と読み替えて適用するものとする。

以上